



令和7年12月19日
稚内開発建設部

優良な工事の品質確保・向上に貢献した 下請企業及び技術者を表彰します

～令和7年度北海道開発局下請企業表彰（稚内開発建設部長表彰）～

稚内開発建設部では、令和7年度北海道開発局下請企業表彰式（稚内開発建設部長表彰）を下記のとおり執り行いますので、お知らせいたします。

北海道開発局では、公共工事の品質確保及び下請企業の技術の向上を目的とし、令和7年度に北海道開発局優良工事等表彰を受賞した工事において、品質の確保・向上に特に貢献した下請企業及び技術者を表彰することとしています。

稚内開発建設部では下請企業表彰として、企業（1社）及び専任技術者（1名）について表彰することとしました。

記

1 日 時 令和7年12月19日（金） 10時00分～

2 場 所 稚内市末広5丁目6番1号 稚内地方合同庁舎 4階 部長室

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 稚内開発建設部

契約課 課長 阿部 孝史（電話 0162-33-1062）

契約課 課長補佐 森 千栄（電話 0162-33-1063）

稚内開発建設部ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/wk/>

稚内開発建設部公式X（旧Twitter）アカウント https://x.com/mlit_hkd_wk



別 紙

令和7年度北海道開発局下請企業表彰（稚内開発建設部長表彰）について

1 はじめに

北海道開発局下請企業表彰は、今年度の北海道開発局優良工事等表彰を受賞した工事において、当該工事の品質確保や向上に特に貢献し、次の(1)～(3)に該当する工事等を施工した下請負者及び下請負者の専任技術者を表彰するものです。

- (1) 下請負工事金額が4,000万円以上の専門工事業を行う1次下請負者であること。
ただし、1次下請負者がマネジメント主体の場合は、2次下請負者を対象とする。
- (2) 品質確保・向上等に貢献したと認められること。
- (3) 次の欠格事項に該当しないこと。

ア 開発建設部長等が表彰対象者を決定する日以前の当該年度及び前年度において、当局の他の工事等で、65点未満の工事成績評定点を受けた者

イ 開発建設部長等が表彰対象者を決定する日以前の当該年度及び前年度において、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日北開局工第1号。）の規定により指名停止又は書面若しくは口頭で警告若しくは注意喚起の措置を受けた者

ウ その他表彰するにふさわしくない事由があると認められる者

2 令和7年度の表彰について

今年度の北海道開発局優良工事等表彰を受賞した工事の企業及び担当事業課職員等から推薦があった、企業及び専任技術者を選定しました。

3 下請企業表彰対象者一覧

工 事 名	企業名・代表者名	技術者名
礼文西漁港西防波堤 改良その他工事	株式会社 マルトヨ渡島土木 代表取締役 中川 元明	小杉 孝俊

4 表彰式の開催について

- (1) 日時 令和7年12月19日（金）10時00分～
- (2) 場所 稚内開発建設部長室